

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 瑞浪市

平素、市税務行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地及び家屋以外の償却資産（事業用資産）についても課税の対象となっており、毎年1月1日（賦課期日）現在において瑞浪市内に所有する償却資産について申告する必要があります（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きを参照し、同封の申告書等に所要事項を記入のうえ、期間内に申告していただきますようお願いいたします。

1. 申告期間

令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

2. 提出書類

- （1）償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- （2）種類別明細書（増加資産・全資産用）
- （3）種類別明細書（減少資産用）

3. 提出先

〒509-6195

瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市役所 税務課 固定資産税係

電話：0572-68-9755（直通）

【お知らせ】

※償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要となります。
また、個人番号を記載した申告書の提出の際には本人確認が必要となります。本人確認の詳細につきましては、12ページをご参照いただきますようお願いいたします。

※償却資産申告書への押印は不要です。申告書の記入例をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で、法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の所有者は、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります（地方税法第383条）。

【償却資産の種類】

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定附帯設備といいます。)
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、太陽光発電設備、ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車(該当するナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」のもの)、駐車場機械装置等
第3種	船舶	遊覧船、ボート、釣船、漁船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(該当するナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」のもの)、台車等 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの(自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。)
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、医療機器、レジスター、理容・美容機器等

(2) 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産の申告が必要となります。また、以下の資産も申告対象となります。

- ア 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満であっても、税務会計上、個別償却をしている資産
- イ 償却済資産・簿外資産でも事業の用に供することができる資産
- ウ 福利厚生のために供するもの（社宅・宿舍・寮等の器具備品・構築物等）
- エ 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供されている資産
- オ 遊休及び未稼働資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる資産
- カ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの
（例）中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

(3) 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので、申告の必要はありません。

- ア 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上、固定資産として計上しないもの
- イ 取得価額が20万円未満のもので「一括償却」（3年間で償却できる方法を選択された資産）の対象とされたもの
- ウ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、売買扱いとするファイナンスリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- エ 自動車税または軽自動車税の課税対象となる車両（軽自動車税課税対象車両：「農耕用小型特殊自動車」トラクターやコンバインなど：最高速度時速35km未満、「その他の小型特殊自動車」フォークリフトやホイールローダなど：最高速度時速15km以下で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下）
- オ 無形固定資産（特許権、電話加入権、営業権、ソフトウェア等）
- カ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- キ 美術品等の時の経過によりその価値の減少しない資産
- ク 棚卸資産

【少額資産について】

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別に減価償却	○	○	○	○
中小企業等の少額特例	△	○	○	
一時に損金算入	×			
3年で一括償却	×	×		
売買扱いの ファイナンスリース資産	×	×	○	○

※○＝申告対象、×＝申告対象外、△＝H15.4.1～H18.3.31に取得したもののみ申告対象になります。

【業種別の主な償却資産】

業種名	主な償却資産
各業種に共通する償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、LAN配線、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、給排水設備、プレス、ミシン等
医療業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、薬品戸棚、陳列ケース等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、楽器、ミラーボール、放送設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、照明設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル)等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、ビニールハウス、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備(植木等)、フェンス、側溝、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、近隣の電波障害対策用アンテナ、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス
発電事業	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、電力量計、フェンス、設置に要した工事費等

(4) 償却資産の評価と課税標準額

償却資産の評価においては、取得価額を基礎として、その資産の耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して価額を算出します。前年中に取得された資産の評価は「固定資産評価基準」により取得月にかかわらず、半年償却とします。

個々の資産ごとに「評価額」を算出し、その合計が課税標準額になります。

※課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。

【計算方法】

区分	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額	取得価額×(1-原価率/2)	前年度評価額×(1-原価率)

※算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

【税率・税額など】

○税率

課税標準額の100分の1.4(1.4%)

○税額

税額 = 課税標準額 × 税率
(100円未満切捨) (1,000円未満切捨) (1.4/100)
(土地・家屋がある場合は合算後切捨)

○免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
ただし、免税点未満であっても申告は必要です。

(5) 納付方法

4月初旬に納税通知書を送付します。納期は4月、7月、12月、翌年2月の年4回です。

市税の納付は、口座振替で！

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、指定した金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。ぜひ口座振替納税をご活用ください。

口座振替の登録は、市指定金融機関等(十六銀行、東濃信用金庫、陶都信用農業協同組合、大垣共立銀行)の本店と各支店、および全国のゆうちょ銀行で利用できます。口座振替の登録・変更は、所定の口座振替依頼書、納税通知書、通帳及び銀行届出印を持参の上、納期限の1ヵ月前までに市指定金融機関等窓口にて手続きをしてください。

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

- ア 令和6年1月1日現在、瑞浪市内で事業を営んでいる個人、法人
- イ 瑞浪市内で事業を営む方に償却資産を貸し付けている方
- ウ 所有権が売り主に留保されている割賦販売等による償却資産の買い主の方（所有権移転リースの場合も原則として借り主の方）

(2) 提出していただく書類

記入例を参考に記入し、以下の書類を提出してください。

- ア 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 対象：申告するすべての方
- イ 種類別明細書（増加資産・全資産用） 対象：資産が新たに増えた方
- ウ 種類別明細書（減少資産用） 対象：資産が廃棄等で減った方

※事業の相続、引継ぎをされた場合は所有者欄の住所、氏名を訂正し、その旨を備考欄に記載の上、提出してください。

※償却資産をお持ちでない方、廃業・解散・休業・移転等の場合についても提出が必要です。

(3) 提出期限及び提出先

令和6年1月31日（水）までに瑞浪市役所税務課固定資産税係に提出してください。

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）です。

郵送で提出される場合は、裏表紙の住所・宛名欄を切り取って、宛先としてご利用ください。

※申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は返送いたしませんので、予めご了承ください。

※インターネットによる市税の電子申告eLTAXにより申告することもできます。電子申告には、電子証明書等の取得や利用の届出などの準備が必要となります。詳細につきましては、一般社団法人地方税電子化協議会のeLTAXヘルプデスク TEL:0570-081459(平日9時~17時)にお問い合わせいただくか、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご参照ください。

(4) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、10万円以下の過料を科されることがあるほか、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります（地方税法第368条、第386条及び瑞浪市税条例第76条）。

また、虚偽の申告をされた場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります（地方税法第385条）。

(5) 償却資産の調査について

瑞浪市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、地方税法の規定に基づき償却資産の調査を実施しています。

この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳及び決算書類等）の開示又は写しの提出をお願いし、申告内容との照合・確認を行うものです（地方税法第353条）。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、所得税又は法人税に関する書類についての閲覧及び実地調査を行う場合もあります（地方税法第354条の2、第408条）。

提出いただいた申告書や償却資産の調査により、誤りや申告漏れ等がある場合は申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することがあり、延滞金も加算されますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります（地方税法第368条）。

(6) 法人税・所得税との比較

固定資産税と国税では償却資産の取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

【国税との主な違い】

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※ 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外です。	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとします。
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外です。	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能です。
即時償却資産(中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能です。

(7) 課税標準の特例について

地方税法 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定される一定の要件に該当する資産には、課税標準の特例が適用されます。

新たに申告される場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書の備考欄に適用条項を記入し、特例を受ける事実を証明する書類の写しを添付してください。

【課税標準の特例の適用がある主な資産】

資産の種類	適用条項	特例率	取得時期	添付書類
家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業及び事業 所内保育事業(定員5人以下)の用に供するもの	地方税法第349条の3 第27、28、29項	1/2		1 認可証の写し
汚水又は廃液処理施設	地方税法附則第15条 第2項第1号	1/2	令和4年4月1日から 令和6年3月31日	1 特定施設設置届出書の写し・仕様書の写し等 2 取得日を証する書類
下水道除害施設	地方税法附則第15条 第2項第5号	4/5	令和4年4月1日から 令和6年3月31日	1 除害施設設置届出書の写し・仕様書の写し等 2 取得日を証する書類
太陽光発電設備(出力1,000Kw未満) (再生可能エネルギー事業者支援事業に係るものに限る)	地方税法附則第15条 第25項第1号イ	2/3 (3年間)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日	1「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し 2 出力が確認できる書類
太陽光発電設備(1,000kw以上) (再生可能エネルギー事業者支援事業に係るものに限る)	地方税法附則第15条 第25項第2号イ	3/4 (3年間)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日	
風力発電設備(出力20Kw以上) 地熱発電設備(出力1,000Kw未満) バイオマス発電設備(出力10,000Kw以上 20,000Kw未満)	地方税法附則第15条 第25項第1号ロハニ	2/3 (3年間)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日	1「再生可能エネルギー発電設備の認定について」の写し 2「特定契約書」の写し、または、運転開始日が分かるもの 3 出力が確認できる書類
風力発電設備(20kw未満) 水力発電設備(5,000kw以上)	地方税法附則第15条 第25項第2号ロハ	3/4 (3年間)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日	
水力発電設備(5,000kw未満) 地熱発電設備(1,000kw以上) バイオマス発電設備(10,000kw未満)	地方税法附則第15条 第25項第3号イロハ	1/2 (3年間)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日	
浸水防止設備	地方税法附則第15条 第28項	2/3 (5年間)	平成29年4月1日から 令和8年3月31日	1 浸水防止計画書の写し・仕様書の写し等 2 取得日を証する書類
特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業)	地方税法附則第15条 第32項	1/2 (5年間)	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	1 補助金決定通知書の写し 2 設置届の写し
先端設備 (中小企業等経営強化法) (事業の用に供する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備)	地方税法附則第15条 第45項	賃上げ 表明なし 1/2 (3年間) 賃上げ 表明あり 1/3 (5年間)	先端設備導入計画認定後から令和7年3月31日まで	1 先端設備導入計画の写し 2 先端設備導入計画の認定書の写し 3 認定経営革新等支援機関による事前確認書 4 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書 ※所有権移転外リース取引の場合は上記に加え 5 リース契約見積書の写し 6 固定資産税軽減額計算書

※この表は一部について例示したもので、すべてを記載していません。また、地方税法の改正により内容が変更されることがあります。

(8) 家屋と償却資産の区分

ア 家屋と設備等の所有者が同じ場合

自己所有家屋における建物附属設備のうち、以下に該当するものは経理上の区分にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

- ① 特定の生産又は業務の用に供されるもの
- ② 独立した機器としての性格が強いもの
- ③ 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの
- ④ 屋外に設置されているもの

イ 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等（※）が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等の事業用資産を特定附属設備といい、賃借人（テナント）等が償却資産として申告する必要があります。

（※）「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

【家屋と償却資産の区分例】

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係					
			同じ場合		異なる場合			
			家屋	償却資産	家屋	償却資産		
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎		
	電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
		予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
		中央監視設備	設備一式		◎		◎	
		電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
			屋内設備一式	○				◎
		電力引込設備	引込工事		◎		◎	
		動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
			上記以外の設備	○				◎
		電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○				◎
		LAN設備	設備一式		◎		◎	
		放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
			配管・配線等	○				◎
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎		
	配管・配線等	○				◎		
避雷設備	設備一式	○				◎		
火災報知設備	設備一式	○				◎		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎		
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎		
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎		
衛生設備	屋内の配管等	○			◎			
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎		
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎		
		上記以外の設備	○			◎		
換気設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎		
		上記以外の設備	○			◎		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎		
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎		
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎		
外構工事	外構工事	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎		
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎		

【申告書の記入例】

太枠部分を記入してください。また、電子申告される方は、点線部分も記入してください。

※前年度以前に申告された方は既に印字されている部分があります。内容に変更のある場合は、朱線2本で抹消し正しい内容を記入してください。

事業の相続、引継ぎをされた場合は住所、氏名を訂正し、その旨を18備考欄に記入してください。

取得価額
前年前に取得したもの(イ)
昨年までの申告に基づき、取得価額を印字していません。
前年中に減少したもの(ロ)
(イ)のうち前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。
前年中に取得したもの(ハ)
今回新たに申告していただく資産の取得価額を記載してください。
計(イ+ロ+ハ)(ニ)
上記の式によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。また、個人番号が記載された申告書を提出される際には本人確認が必要となります。詳細は12ページをご確認ください。償却資産を共有されている方は、記入不要です。

令和6年1月15日
岐阜県瑞浪市長 水野 光二 殿
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

3 個人番号又は法人番号: 123456789012

4 事業種目: 不動産賃貸、管理業 (資本等の金額) (3 百万円)

5 事業開始年月: 平成20年10月

6 この申告に回答する者の係及び氏名: 瑞浪 花子 (電話 090-000-0000)

7 税理士等の氏名: 瑞浪 次郎 (電話 090-000-0000)

8 短縮耐用年数の承認: 有・無

9 増加償却の届出: 有・無

10 非課税該当資産: 有・無

11 課税標準の特例: (有)・無

12 特別償却又は圧縮記帳: 有・無

13 税務会計上の償却方法: 定率法・定額法

14 青色申告: (有)・無

資産の種類	取得価額		減価償却額		計(イ+ロ+ハ)(ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ニ)	
1 構築物	23,000,000		4,800,000		27,800,000
2 機械及び装置			10,000,000		10,000,000
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	600,000	390,000	440,000		650,000
7 合計	23,600,000	390,000	15,240,000		38,450,000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地: 上平町1丁目1番地、稲津町小里〇〇番地

16 借用資産 (有)・無: 貸主の名称等 〇〇リース㈱ 瑞浪市土岐町〇〇番地 TEL090-000-0000

17 事業所用家屋の所有区分: 自(有)所有・借家

18 備考(添付書類等): 風力発電設備特例あり(附則第15条第26項第1号ロ)

この欄に記入の必要はありません。ただし、電算処理で申告される場合は記入してください。

次に該当する方も〇印をつけて提出してください。

- 資産の増減なし
- 該当資産なし
- 廃業ほか(年 日)

第二十六号様式

押印は不要です。

該当する方を〇で囲んでください。

瑞浪市内における事業所等、資産の所在地をすべて記入してください。

下記のうち該当するものがある場合はその旨を記入してください。

- 事業の相続・引継ぎ
- 課税標準の特例

また、左記のうち該当するものがある場合は〇印をつけてください。

【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例】

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産について記入してください。
 ※はじめて申告される方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。

資産を取得するために要した金額を記入してください。
 ※圧縮記帳をおこなっている場合は、圧縮前の金額を記入してください。

所有者コード		令和 6 年度		所有者氏名										1枚のうち			
				瑞浪 太郎										1枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額		耐用年数	減価残存率	価額		課税標準の特例率	※課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月	十億	百万			千	円				
01	1	↑	事務所庭園工事	1	5	4	2	1	200	000	20	0.			①・2 3・4	R4 申告漏れ	
02	1		上平月極駐車場アスファルト舗装	1	5	5	4	3	600	000	10	0.			① 3・4		
03	2		風力発電設備	1	5	5	4	10	000	000	17	0.			①・2 3・4	15条26項	
04	6		テレビ	1	5	5	11		90	000	5	0.			①・2 3・4	↑	
05	6		パソコン	1	5	5	12		280	000	4	0.			①・2 3・4		
06	6		エアコン	2	5	5	12		70	000	6	0.			①・2 3・4		
07															1・2 3・4 1・2		
16															3・4 1・2 3・4		
17															1・2 3・4		
18															1・2 3・4		
小計				7				15	240	000		0.					

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
 1 新品取得
 2 中古品取得
 3 移動による受け入れ
 4 その他

記入の必要はありません。

数字で記入してください。
 1 構築物
 2 機械及び装置
 3 船舶
 4 航空機
 5 車両・運搬具
 6 工具・器具及び備品

1 該当資産の名称等を資産の種類別に記入してください。
 2 左につめて、1マスに1文字を記入してください。
 3 濁点、半濁点は1文字として記入してください。
 ※文字・数字は枠内に明確に記入してください。「/」「同上」は不可。

資産を取得した年月を記入してください。
 1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得月としてください。
 ※年号は数字で記入してください。
 3昭和 4平成 5令和

下記の事項を記入してください。
 1 課税標準の特例の適用がある資産について、その適用内容。
 2 その他、価額の決定にあたって必要な事項。

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」により該当する耐用年数を記入してください。また、短縮耐用年数を採用している場合は「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

記入の必要はありません。

ページ毎に取得価額の合計額を記入してください。

注意：『増加事由』の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

【種類別明細書（減少資産用）の記入例】

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに売却、滅失、異動等により減少した資産について、同封の「令和5年度 償却資産明細書」にもとづいて記入してください。

所有者コード		令和 6 年度		種類別明細書（減少資産用）		所有者氏名		1 枚のうち						
						瑞浪 太郎		1 枚目						
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘要
					年号	年	月				1 売却	2 滅失	3 移動	
01	6	4	パソコン	1	5	20	10	300,000	4	4	1・②・3・4	1・②	2台のうち1台 550,000円のうち300,000円減少	
02	6	6	エアコン	2	5	20	10	90,000	6	6	1・②・3・4	①・2		
03											1・2・3・4	1・2		
04											1・2・3	4		
05											1・2・3	4		
06											2・3	4		
07											1・2・3	4		
08											1・2・3	4		
09											1・2・3	4	1・2	
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16											1・2・3・4	1・2		
17											1・2・3・4	1・2		
18											1・2・3・4	1・2		
小計				3				390,000						

「令和5年度 償却資産種類別明細書」にもとづいて記入してください。
 ※抹消コードの欄には、資産コードを記入してください。

記入の必要はありません。

資産を取得した年月を記入してください。
 1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得月としてください。
 ※年号は数字で記入してください。
 3 昭和 4 平成 5 令和

該当する減少事由の番号を○で囲んでください。
【減少事由】
 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他
【減少区分】
 1 全部 2 一部

下記の事項を記入してください。
 1 減少の区分が「2 一部」の場合は上記のとおり取得価額及び減少した額
 2 その他、当該資産が減少したことについて必要な事項

第二十六号様式別表二（提出用）

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要となります

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について



申告書の記入例をご参照いただき、所定の欄に個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）が必要となります。以下の（1）又は（2）の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ、提示（郵送の場合は写しの添付）していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（裏面） 通知カード（住民票と住所が一致するもの） 住民票（個人番号が記載されたもの）等 	 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（表面） 運転免許証 市役所が発行した氏名や住所等が印字された申告書 等

*本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料※
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"> 本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード （住民票と住所が一致するもの） 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等 	<ul style="list-style-type: none"> 税務代理権限証書 委任状 等

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

（3）電子申告（eLTAX）による申告の場合、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

※郵送申請時の宛先としてご利用ください。

〒509-6195

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市役所

税務課 固定資産税係 行

償却資産申告書在中